

## 福井縣に於けるザリガニ・1種について

友 永 富

福井縣に於けるザリガニは、近年急激に蔓延し、遠からず越前平野一帯を侵す憂なしとしない。従つてこれが防除対策の確立こそ目下の急務にして、今や各方面より適切なる施策の強い要望を聞くに至つた。

筆者は數年來、發生市町村に出張の都度見聞觀察を續け、いまその一般を明らかにし得たるを以つてとりあえずこゝに取まとめて報告せんとす。大方の参考にもならば幸甚である。

### 1. 福井縣に於ける發生小史

本動物は節足動物、甲殼綱、十脚目、アスタクス科に属する *Cambarus* sp. で普通ザリガニ、エビガニ或はガニとも言う。

大正の末期頃アメリカより輸入され、その後關西方面に漸次蔓延したものと伝えられるが、福井縣に於ては、足羽郡社村南居故横山正、故横山秀一の両氏が昭和2~3年頃某水産試験場より、養殖の目的で分譲を受け、自家水田に簡易な溜池を設け、周圍を杉葉にて圍いて養殖中降雨出水等により、次第に附近水田に擴がり、昭和16~7年頃には各地で發見せられるに至つた。

縣農業會調査によれば、昭和22年度に於ける分布狀況は第1表の如く、福井市をはじめ15ヶ市町村に及び、その被害面積約340町歩という。

### 2. 形態

エビに類似し、頭胸部と腹部に分れ、全体に堅い甲殼をつけ円筒状をなす。

體長80耗内外、體色黒褐乃至灰褐色を呈す。頭胸甲には棘多し。額角扁平なれども兩側多少張出し、前端は第1觸角柄第2節端まで達す。第2觸角鞭は、細長く第2鉗脚を遙かに越ゆ。第1鉗脚はよく發達し、その前端は物を捕獲するに適す。その狀より前述和名あるものなるべし、長さは頭

第1表 ザリガニによる被害面積

發生市町村	被害面積
福井市	17 反
社村	1,250 "
麻生津村	800 "
六條村	10 "
東郷村	10 "
東藤島村	5 "
下文殊村	150 "
天津村	200 "
三方村	400 "
西安居村	80 "
立待村	250 "
神明町	60 "
中河村	100 "
舟津村	40 "
新横江村	10 "
計	3,382 反

胸甲長の2倍餘あり。腹部は7環節からなり各體節略同長、尾節も尾脚と同長なり。雄の第1游泳脚は白色棍棒狀無毛、雌の第1游泳脚は著しく退化しあり。若き幼生は汚白色を呈す。

### 3. 經過習性

經過は一定觀察を欠くも7~8年間生存するものゝ如く、産卵期は5月中旬、10月下旬頃の2回なるが如し。

雌は粟粒大の産出卵を腹側に密に粘着せしむ。若き幼生は雌体上に群居す。通常水田、畦畔、農道、小川沿岸等に、小孔を穿ちて

棲息するも、水温まれば出で活動す。前進後退自在にして時に尾扇を以つて跳躍す。食餌はヒルの如き小動物、及び雜草等を食するが如く、發生常習地にては除草、中耕上の勞苦少なしという。

冬季は孔内深く潜り蟄伏す。水濕あれば畑地でも棲息を許すといえども、普通は水量常に豊かなる所に多し。發生多き地方にては1日に反當りバケツに5~6杯位捕獲し得る。

### 4. 加害狀況

ザリガニの水稻に對する加害は、先ず插秧10日以内の稻苗をはさみ切り補植を要することなり。普通1~2割の被害あり。加害大なる所では、苗不足により轉作せざるべからざることあり。

しかれども太植又は遅植し、苗の活着に支障を來たさざる程度の淺水になしおくとときはその害を

餘程軽減し得る。なお畦畔に對しては小孔を隨所に掘開し、保水を不能ならしむること、畦畔の崩壊により、刈取稻の運搬に大なる不便を感じしむる点なりとす。小河川沿岸また同様にして、出水降雨等により堤塘破壊の因をなす。

## 5. 防除法

1. 春季荒起し直後、石灰窒素を反當 6~9 貫撒布し、翌日切り返しをなす。特に切り返しを牛馬耕にてなせば最も良し。その他石灰を前同様反當 30 貫程度元肥又は追肥をかねて施用する。生石灰の場合は前者の如く効著しからず。

何れにしても本動物は蕃植力旺盛なるため、連

年防除を繰り返す要あり。

2. 福井縣では未だ實行されないが 10% DDT 乳劑、又は除虫菊乳劑 1.5 を水深 1~2 寸とし、反當 1 ボンド撒布するもよしと言はれる。

3. 挿秧に當りては、なるべく太植するか、遅植し、爾後 10 日間くらい極淺水に保ちおくこと。

4. 除草、中耕時發見次第捕獲し、食用に供するか、養鶏飼料とするも妙なり。

5. 用水路、小河川等の護岸施設として、河底深くセメント壁を設くるを可とす。

(福井縣指導農業協組合連合會)

## あ と が き

### 會員諸兄へ —— 北陸支場幹事より

昭和 24 年 2 月 18 日長野縣農試験場で本會の發會式をあげ會長には秋濱北陸支場長、副會長には栗林技官、又顧問として八木博士、田杉技官及湯淺技官の 3 氏が選ばれ引續き研究發表會を開催、多数の活潑な研究發表があり、その講演要旨を印刷にすることに決定、その仕事を支場幹事で御引受け致しましたが色々の事情で延引に延引を重ね、遂に今日迄おくれにまつた事を深くお詫び致します。

何れ又近い内に研究会を開きたいものです。會員諸兄の研究、体験或は意見の發表を期待してゐます。

處で、發會式の折に會長から單なる病虫害の研究会に止まらず北陸農学会迄に發展させたいとの希望がありました。最近北陸農学会を作る機運にあり、それが實現發足すれば本會はその中の一部会にしてはとの意見もあります。會員諸兄の御意向を當幹事迄御洩し下さい。

尙、今共多数同学の志の入学方御勧誘をお願い致します。(24, 8, 10)

## 北陸病虫害研究会會則

- 第 1 條 本會は北陸病虫害研究会と稱する。
- 第 2 條 本會は會員の病虫害研究の向上發展並にその防除法普及の徹底を圖ることを目的とする。
- 第 3 條 本會は北陸長野地区において病虫害の研究並にその防除法の普及にたづさわるもの及本會の趣旨に賛同するものを以て組織する。
- 第 4 條 本會の事務所は農林省農事試験場北陸支場内に置く。
- 第 5 條 本會はその目的を達する爲次の事業を行ふ。  
1, 病虫害に關する研究会、講演會等の開催  
2, 會誌の發刊。  
3, 其の他必要と認める事項。
- 第 6 條 本會の役職員は左の通りとする。  
會長 1 名。副會長 1 名。幹事若干名。  
役職員の任期は一年とする、但し重任をさまたげない。  
本會に顧問を置くことが出来る。
- 第 7 條 會長、副會長は總會に於て推薦する、幹事は會員より互選する。
- 第 8 條 會長は會務を總理する。副會長は會長事故ある時之に代はる。幹事は會長の命を受けて會務を司どる。
- 第 9 條 總會は年一回開催する。會長必要と認める時は臨時總會を開くことが出来る。
- 第 10 條 總會に附議すべき事項は次の如くである。  
1, 會則の變更。  
2, 役職員の改選。  
3, 會計報告並に次年度經費の決定。  
4, その他必要と認める事項。
- 第 11 條 幹事會は必要に應じ會長之を招集する。
- 第 12 條 本會の經費は會費並に寄附金を以て之に充てる。
- 第 13 條 本會の事業年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終はる。

附則 昭和 24 年 2 月 18 日より施行する。